

●香川県告示第225号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所 事業所長 吉村 修七

(2)事業場の所在地及び名称

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所

(3)特定施設に関する事項

種	類	特定事業場から排出される水の処理施設	
能	力	14,500m ³ /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9.0~9.3	9.0~9.3
	化学的酸素要求量 (mg/l)	135	300
	浮遊物質 (mg/l)	100	400
	窒素含有量 (mg/l)	800	900
	りん含有量 (mg/l)	1.5	3.0
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		13,100	14,500

(4)汚水等の処理施設に関する事項

上記に同じ。

(5)排出水の汚染状態及び量

今回、従来当該事業場で行っていた洗濯業務を他の事業場が行うことになったため、既設の排水処理施設が新たに特定施設（特定事業場から排出される水の処理施設）となるものであるが、業務内容及びその排水系統には変更はないため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1)期間

平成19年4月6日から同月27日まで

(2)場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市環境経済部環境交通課